政　令

物品管理法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年十一月十二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　仙谷　由人

政令第二百二十四号

物品管理法施行令の一部を改正する政令

内閣は、物品管理法（昭和三十一年法律第百十三号）第二十七条第一項及び第三十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

物品管理法施行令（昭和三十一年政令第三百三十九号）の一部を次のように改正する。

第三十三条及び第四十三条第一項中「及び器具」を「、器具及び美術品」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣臨時代理
国務大臣　海江田万里

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　仙谷　由人

省　令

○財務省令第五十四号

物品管理法（昭和三十一年法律第百十三号）第三十七条及び物品管理法施行令（昭和三十一年政令第三百三十九号）第四十三条に基づき、物品管理法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十一月十二日

財務大臣臨時代理
国務大臣　海江田万里

物品管理法施行規則の一部を改正する省令

物品管理法施行規則（昭和三十一年大蔵省令第八十五号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の場合において、令第四十三条第一項に規定する財務大臣が指定する美術品については、その取得価格（当該取得価格と時価額とに著しい差がある場合、取得価格がない場合又は取得価格が明らかでない場合には、見積価格）を、物品管理簿に記録しなければならない。

第三十八条第四項中（前項）を（前二項）に改める。

別表第一第二項第七号中「第三項」を「第四項」に、「場合に、」を「場合にあつては」に、「差引増減額」を「差引増減額（差引減額のあるときは、その数字の左上部に△を付するものとする。）」を、同条第一項の規定により記録された物品のうち当該物品の価格が明らかなものについて見積価格を算定した結果、令第四十三条第一項の規定に該当することとなつた場合にあつては当該見積価格と当該物品の価格との差引増額」に改め、「この場合において、差引減額のあるときは、その数字の左上部に△を付するものとする。」を削る。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　改正後の第三十八条第三項の規定に基づく見積価格の算定が必要な美術品のうち、美術品を国外において所有している等直ちに見積価格の算定ができないやむを得ない事情がある場合には、平成二十五年度の末日までに、見積価格を算定し、物品管理簿への記録を終えるものとする。

○厚生労働省令第百十九号

中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第三条第三項第六号及び第四項第三号、第二十三条第一項、第二十七条第一項並びに第三十七条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、中小企業退職金共済法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十一月十二日

厚生労働大臣　細川　律夫

中小企業退職金共済法施行規則の一部を改正する省令

中小企業退職金共済法施行規則（昭和三十四年労働省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三　小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）第二条第三項に規定する共済契約者

第三条第三号中「前条第五号」を「前条第三号の三又は第五号」に改める。

第四条第一項第一号中「住所」の下に「並びに当該申込者が同居の親族のみを雇用する者である場合にあつては、その旨」を加え、同項第五号中「掛金月額」の下に「並びにその者が申込者の同居の親族である場合にあつては、その旨」を加える。

第四条第二項に次の一号を加える。

四　当該共済契約の被共済者となる者が申込者の同居の親族である場合にあつては、その者が申込者に使用される者で、賃金を支払われる者であることを証する書類及びその者が第二条第三号の三に該当しない者であることをその者が誓約する書面

第四十五条中「及び社会福祉施設職員等退職手当共済法第二条第九項」を「、社会福祉施設職員等退職手当共済法第二条第九項」に改め、「している中小企業者」の下に「及び同居の親族のみを雇用する中小企業者」を、「が中小企業者でない事業主」の下に「又は同居の親族のみを雇用する共済契約者」を、「又は当該同居の親族のみを雇用する共済契約者」を加える。

第四十六条中「する共済契約者」の下に「（同居の親族のみを雇用する共済契約者を除く。）」を、「が中小企業者でない事業主」の下に「又は同居の親族のみを雇用する共済契約者」を、「当該中小企業者でない事業主」の下に「又は当該同居の親族のみを雇用する共済契約者」を加える。

第五十四条第一項中「第二条第五号」を「第二条第三号の三及び第五号」に、「）及び」を「）並びに」に改める。

第七十二条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　被共済者が退職時において共済契約者の同居の親族であるときは、前項の届書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　被共済者が共済契約者に使用される者で、賃金を支払われる者であつたことを証する書類

二　退職の事由を証する書類（共済契約者が同居の親族のみを雇用する者であるときは、転職し、又は傷病、高齢その他これらに準ずる事由により退職し、その後当該共済契約者に雇用されることが見込まれないことを証する書類）

第七十二条の次に次の一条を加える。

（同居の親族のみを雇用する場合等の届出）

第七十二条の二　共済契約の共済契約者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を機構に届け出なければならない。

一　同居の親族以外の者を雇用する共済契約者が同居の親族のみを雇用することとなつたとき。

二　同居の親族のみを雇用する共済契約者が同居の親族以外の者を雇用することとなつたとき。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十三年一月一日から施行する。

（過去勤務期間としない期間に関する経過措置）

第二条　この省令による改正後の中小企業退職金共済法施行規則第五十四条の規定は、この省令の施行の日以後に中小企業退職金共済法第二十七条第一項の申出をした者について適用し、同日前に同項の申出をした者については、なお従前の例による。

（確定給付企業年金法附則第二十八条第一項の被共済者の持分を算定する方法等を定める省令の一部改正）

第三条　確定給付企業年金法附則第二十八条第一項の被共済者の持分を算定する方法等を定める省令（平成十四年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第六条中「社会福祉施設職員等退職手当共済法第二条第九項に規定する退職手当共済契約を締結している中小企業者」を「同居の親族のみを雇用する中小企業者」に改める。

○厚生労働省令第百二十号

勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第九条第三項の規定に基づき、及び同法を実施するため、勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十一月十二日

厚生労働大臣　細川　律夫

勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令

勤労者財産形成促進法施行規則（昭和四十六年労働省令第二十七号）の一部を次のように改正する。